物流倉庫分野育成就労評価試験実施要領

令和８年 10 月 26 日
国土交通省

１ 試験区分

試験名:物流倉庫分野育成就労評価試験（以下「評価試験」という。）
区分:物流倉庫
等級:初級

２ 試験概要

（１）試験言語

日本語とし、漢字にはルビを付すものとする。また、平仮名で分かち書きし、ヘボン式ローマ字を併記するものとする。

（２）実施主体

試験実施機関（以下「実施機関」という。）は次のとおりとする。
実施機関名:一般社団法人日本倉庫協会
所在地:東京都江東区東陽５丁目 29 番 17 号

（３）実施機関の選定方法

国土交通省が、実施機関としての実績、物流倉庫分野に関する見識を踏まえ、評価試験を適正に実施できると認める機関を選定する。

ただし、実施機関が、法令、本要領又は国土交通省の指示に違反した場合には、国土交通省はその選定を取り消すことができるものとする。

（４）実施方法

学科試験はペーパーテスト方式により実施する。
実技試験は製作等作業試験及び判断等試験の併用により実施する。

（５）事業年度における実施回数及び実施時期

監理支援機関又は育成就労実施者の要請に応じ、日程を定めて実施する。

（６）実施場所

国内で、育成就労実施者の要請に応じ、出張試験方式又は集合試験方式により実施する。作業試験等の実施に当たっては、必要に応じ、公正な試験の実施等に配慮しつつ、育成就労実施者等の設備を借り上げて実施する。

出張試験や集合試験について、育成就労実施者等の設備を借り上げて実施することが想定される場合には、公正な試験の実施等に配慮（当該育成就労実施者等に所属する受験者が有利にならないようにすること等）しつつ実施するものとする。

学科試験及び実技試験は原則として同一日に同一場所で実施する。

（７）受験資格者

初級：育成就労の対象となっていた期間６か月以上

（８）受験申込に係る必要事項等

試験日、試験会場、受験申込期間、受験料とその支払方法等、受験申込に必要な事項のほか、受験日当日の必要書類等は、国土交通省の専用ホームページに掲載する。受験申込は、監理支援機関等が、外国人育成就労機構が提供する受験手続支援サイトを通じて申請するものとする。

（９）合否の通知方法

実施機関は、試験実施後速やかに（遅くとも受験後２週間以内）外国人育成就労機構の運営する受験手続支援サイトに合否情報を入力するとともに、監理支援機関等を通じ、受験者に合否通知書（受験者の得点その他の必要事項を含む。）を書面で送付する。

また、実施機関は試験合格者に対し、合格証明書を発行する。

３ 試験実施体制

（１）試験問題作成体制

国土交通省は、物流倉庫分野において専門的知見を有する実務経験者、学識経験者等からなる「物流倉庫分野育成就労評価試験評価委員会（以下「評価委員会」という。）」を設置する。なお、原則として受験者が所属する機関の関係者以外の者を委員とする。評価委員会の委員長は、学識経験、実務経験等を考慮して試験作成委員を指名するものとするが、そのうち労働安全衛生の専門家を１名以上とする。

試験作成委員は、試験問題の作成、試験の採点基準、合格者の判定基準等に関し、試験実施要領に基づく試験問題を作成する。

また、試験作成委員については、試験の公平性に疑問を生じさせないようにする観点から、受験者を対象とする講習、研修等に講師等として参加することは認めない。

（２）試験問題確認体制

評価委員会は、試験作成委員が作成した試験問題案、採点基準案、合格者の判定基準案等の適正性について確認し、実施機関及び国土交通省に対し必要な助言を行う。

特に試験問題案については、試験問題に求められる技能と実務内容に乖離がないか、実務に即した内容になっているか等について留意して確認するものとし、必要な見直しを定期的に実施する。

（３）試験実施体制

実施機関は、受験申込方法の構築、広報、受験者への合否結果の通知、試験会場の手配、本人確認、試験監督員の配置等、受験者からの相談への対応、試験実施に関する事務を実施する。

実施機関は、国土交通省の承認を得た上で、民間業者等に試験の実施に関する事務の一部を委託することができる。

試験会場については、私物保管用ロッカーや監視カメラの設置等、不正が行われないようにするための設備を整備する。

実施機関は、試験を実施するにあたり、試験の実施を監督し、試験の採点を行う試験監督員及びこれを補佐する補佐員を選任・配置する。

試験監督員については、物流倉庫分野に関して高い見識を持つ者であって、試験の実施・運営と不正防止に関する十分な研修を受けた者を選任することとし、一定期間毎に再研修を実施する。試験監督員は、担当する試験の受験者の所属する機関の関係者以外の者とする。

試験実施機関は、採点基準を客観的なものとし、試験監督員間の採点の共通性の確保に努める。また、試験実施に当たり実施機関（試験監督員及び補佐員を含む。）が実施する事務やその際の留意事項等の詳細をまとめた試験実施要領細則を作成し、試験監督員及び補佐員に適切に周知する。試験の適正性を高めるため、試験監督員及び補佐員には、受験者の所属等を把握できない状態で試験の評価・採点を行うものとする。

（４）試験の適切な運用を確保する体制

国土交通省は、実施機関に対し、試験に関して必要な報告を求め、指示を行うことができる。

4 試験水準

基本的な業務を遂行するために必要な基礎的な技能及び知識を有することを確認できる水準とする。

5 試験科目等

試験は学科試験と実技試験から構成し、試験科目及びその範囲並びにその細目（試験基準）は別紙のとおりとする。

試験時間、問題数、出題形式については、以下のとおりとする。

	試験時間	問題数	出題形式
学科試験	60 分	20 問	真偽法
実技試験	60 分	製作等作業試験４問 判断等試験２問	製作等作業試験と判断等試験の併用

6 合否の基準

学科試験は、１問５点・100 点満点として、65 点以上を合格とする。

実技試験は 100 点を満点として 80 点以上を合格とする。なお、出題形式ごとの得点が当該出題形式の満点の４割未満である場合は不合格とする。

7 不正防止策

（１）試験実施時の不正防止

実施機関は、会場の規模や受験者数、試験の内容等に応じた適正な人数の試験監督員及び補佐員を配置し、試験を適正に実施する。また、受験者１名につき１台の机を配置し、受験者間の十分な間隔を確保するなど、不正行為の防止に万全を期すこととする。

また、試験監督員に対する研修、試験問題の厳重な管理、パスポート等顔写真付きの身分証明書による本人確認等のなりすまし防止、持ち物検査の実施、スマートフォン等通信機能付の携帯情報端末等の管理を徹底するなどの不正防止策を講じる。さらに、試験の実施の状況を録画する等、事後の検証が可能となる措置をとることとする。

（２）不正が疑われる事案への対応

試験実施中、試験監督員は、常に不正行為を監視し、不正行為があったことを確認した場合には、当該不正行為に係る受験者の試験を中止し、退場させるとともに、実施機関は速やかに国土交通省に報告する。

実施機関は、試験実施後に不正行為が行われた又は行われたと疑われる事案を認知したときは、速やかに事案の状況を国土交通省に報告する。国土交通省は速やかに制度所管行政機関に情報共有するとともに初動対応及びその後の調査等の対応策を検討し、必要な措置を講じる。

制度所管行政機関は、必要に応じて国土交通省又は実施機関（実施機関が委託した機関を含む。）に調査及び報告を求め又は対応を指示することとし、国土交通省等はこれに誠実に対応する。

実施機関は、不正の手段によって育成就労評価試験を受けた者、不正の手段によって育成就労評価試験を受けようとした者、合格証明書を偽造した者、その他不正行為を行った者等に対しては、その試験を受けることを禁止する、合格の決定を取り消す、５年以内の期間を定めて育成就労評価試験を受けることができないものとする等の措置ができる。当該措置を講じた場合について、納付した受験料、試験結果通知書発行手数料及び合格証明書発行手数料については、返還しない。

８ 試験結果等の公表方法等

実施機関は、試験結果（実施場所、実施年月、受験者数、合格者数）及び試験問題の１回分を自らのホームページで公表する。

実施機関は、事業年度終了後、国土交通省に対し遅滞なく試験実施報告書を提出する。国土交通省は当該試験実施報告書を確認の上、制度所管行政機関に提出し、その確認を受けた後、実施機関のホームページで公表する。

９ その他必要事項

（１）合格証明書等の有効期限

試験結果通知書及び合格証明書の有効期限は、受験日から 10 年後とする。

（２）合格証明書等の再発行

試験結果通知書及び合格証明書は、上記（１）に定める有効期限までは、実施機関の専用ホームページから入手できる。

（３）受験料

受験料については、試験実施に係る費用、他の分野の育成就労評価試験の受験料等を勘案して決定する。

（４）情報の提供

実施機関は、試験結果について、制度所管行政機関及び国土交通省の求めに応じて、必要な情報を提供する。

（５）試験に関する書類の保存

実施機関は、評価試験事務に関する帳簿及び書類を試験実施の翌年度から起算してそれぞれ記載の期間、保存するものとする。

①	「受験者台帳」	10 年
②	「評価委員・試験委員の名簿」	10 年
③	「受験申請情報」	１年
④	「答案（採点結果を含む。）」	２年
⑤	「学科試験問題」	３年
⑥	「学科試験解答」	３年
⑦	「実技試験問題」	３年
⑧	「実技試験解答」	３年
⑨	「採点基準」	３年
⑩	「育成就労評価試験結果報告書」	３年
⑪	「個人情報ファイル」	10 年

実施機関はこれらの書類に記載された情報を含む個人情報等の漏洩防止のため、管理規程等を整備するとともに、管理責任者及び管理者を置き、特に試験問題等についてはこれら以外の者がアクセスできない体制を構築する。

現在の実施機関は、実施機関でなくなる場合は速やかに受験者台帳を国土交通省又は新たな実施機関に移管するものとする。

（６）秘密保持義務

試験作成委員、評価委員及び試験監督員及び補佐員その他試験に関する職務を担当する者及び担当していた者（以下「委員等」という。）は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。

委員等が、職務上知り得た秘密を他に漏らし、若しくは盗用し、又は公正な実施に違反したことが判明した場合は、その任を解くとともに、それ以降、試験に関する職務に就けてはならない。

また、試験の実施に当たり取得した個人情報について、関係法令に基づき適切に取り扱うものとする。

（７）その他

本要領は令和９年４月１日から適用する。本要領については試験実施の状況等を踏まえつつ適宜見直しを行うこととし、本要領の改正を行う場合には、制度所管行政機関に協議の上、改正内容が軽微である場合を除き、専門家会議の意見を聴くこととする。